社会福祉法人玉造厚生会定款

社会福祉法人玉造厚生会

社会福祉法人玉造厚生会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、松江市における多様な福祉 サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫すること により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支 援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

保育所の経営

一時預かり事業 (一般型)

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人玉造厚生会という。

(経営の原則等)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を島根県松江市玉湯町湯町1997番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議 員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名 で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の 運営についての規程は、理事会において定める。
- 4 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員と して適任及び不適任と判断した理由を委員に対して説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって 行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成す ることを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義 務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構 成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)及び財産目録 の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (8) 基本財産の処分
 - (9) 社会福祉充実計画の承認
 - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に、臨時評議員会を開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 理事長が招集する。
- 2 評議員から、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

(議 長)

- 第13条 評議員会に議長を置く。
- 2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

(決 議)

- 第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4)解散
 - (5) 合併
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決 議を行わなければならない。
- 4 理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のうちで、得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わる ことができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を 示したときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の 議事録に記名押印する。

4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理 事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務 を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業 務を執行する。

3 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告をす

る。

2 監事は、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終の ものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事 としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第22条 役員に対して、各年度の総額が評議員会において別に定める総額の範囲内で、また評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長、事務長(以下「施設長等」という。)は、理 事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務(法人運営に重大な影響があるものを除く。)として理事会において定めるものについては、別に定める理事長専決規程により、理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する 理事が理事会を招集する。

(議 長)

- 第27条 理事会に議長を置く。
- 2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会に出席した理事の互選 により議長を選出する。

(決 議)

- 第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

6章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 島根県松江市玉湯町湯町1997番地所在の鉄骨造平家建 湯町保育園舎一棟(626.58平方メートル)

- (2) 同所所在のコンクリートブロック造スレートぶき平家建 倉庫一棟(2.40平方メートル)
- (3) 島根県松江市玉湯町湯町1997番地所在の湯町保育園敷地 (1,900.00平方メートル)
- (4) 同所所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 保育所 (51.00平方メートル)
- (5) 島根県松江市玉湯町湯町871番3所在の湯町保育園敷地 (927.83平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、松江市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、松江市長の承認は必要としない。
 - (1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が 行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当 該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ 民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は 確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3月以内に理事 長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受け なければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供 するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終 わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、 理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意がなければなら ない。

7章 解散

(解 散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号まで の解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、 評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益 財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

8章 定款の変更

(定款の変更)

- 第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て松江市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨 を松江市長に届け出なければならない。

9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人玉造厚生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行規程)

第42条 この定款の施行についての規程は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 青 砥 宏 一

理 事 長谷川 八 郎

理 事 皆 美 健 夫

理 事 長谷川 逸 郎

理事今岡家嗣

理 事 内藤哲朗

理 事 小山一蔵

理 事 舟 木 一 寿

監事 長谷川 正 司

監事 松崎定夫

附則 この定款は、昭和46年5月31日より施行する

附則 この定款は、昭和50年2月24日より施行する(厚生省収児第143号)

附則 この定款は、昭和58年12月3日より施行する(厚生省収児第822号)

附則 この定款は、昭和62年3月31日より施行する(厚生省収児第348号)

附則 この定款は、平成5年10月8日より施行する(指令青第13号の8)

附則 この定款は、平成5年12月20日より施行する(青第13号の9)

附則 この定款は、平成6年2月22日より施行する(指令青第13号の11)

附則 この定款は、平成13年3月5日より施行する(指令青第13号の21)

附則 この定款は、平成20年3月18日より施行する(指令地福第2343号)

附則 この定款は、平成25年4月19日より施行する(監指第24号)

附則 この定款は、平成 25 年 6 月 26 日より施行する(監指第89号)

附則 この定款は、平成26年7月30日より施行する

附則 この定款は、平成27年6月26日より施行する

附則 この定款は、平成29年4月1日より施行する

附則 この定款は、平成29年6月23日より施行する

附則 この定款は、平成30年4月20日より施行する

附則 この定款は、令和 2年 5月 14日より施行する 附則 この定款は、令和 5年 7月 10日より施行する